

## 第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設は、道路や河川、都市公園などのうち、景観形成のための取り組みを周辺と一体的に行うことが期待されるものについて、地域の景観形成上重要な公共施設として、管理者の同意の上、景観計画に定めるものです。

本計画には、景観重要公共施設の整備に関する指定方針を以下のとおり定めます。

### ■指定方針

- ・ 良好な景観を再生、創出する等、地域の景観形成の先導的な役割を果たす上で重要なものについて、景観重要公共施設の指定を検討していきます。
- ・ 景観形成地区にある公共施設や、景観資源として多くの市民から親しまれる公共施設について、景観重要公共施設の指定を検討していきます。

### ■景観重要公共施設の対象

- ①道路法による道路
- ②河川法による河川
- ③都市公園法による都市公園
- ④海岸法による海岸保全区域等に係る海岸
- ⑤港湾法による港湾
- ⑥漁港漁場整備法による漁港
- ⑦自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑧その他政令で定める公共施設
  - ・ 土地改良法による土地改良事業に係る土地改良施設
  - ・ 下水道法による下水道
  - ・ 森林法による保安施設事業に係る施設
  - ・ 都市緑地法による市民緑地契約に係る市民緑地
  - ・ 特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留浸透施設
  - ・ 砂防法による砂防施設 など